

卷末資料

1. 卷末図表
2. 緊急輸送道路等
3. 用語解説集

1. 卷末図表

卷末図表 1 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法 附則第3条)

耐震改修促進法での用途区分	耐震改修促進法での規模要件	
	階数	床面積
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上	3,000 m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上	5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		
劇場、鑑賞場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂	階数 3 以上	5,000 m ² 以上
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗		
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上	5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上	1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上	5,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数 1 以かつ 5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	

巻末図表 2 多数の者が利用する大規模建築物(耐震改修促進法第14条第1号)

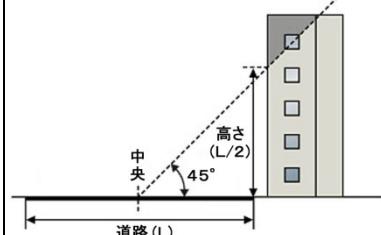
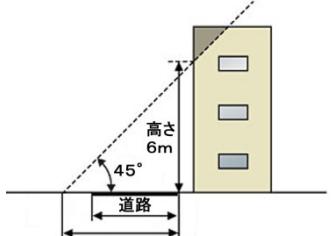
耐震改修促進法での用途区分	耐震改修促進法での規模要件	
	階 数	床面積
・体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上	1,000 m ² 以上
・幼稚園、保育所	階数 2 以上	500 m ² 以上
・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上	1,000 m ² 以上
・学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校)	階数 2 以上	1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
・学校上記以外 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂、展示場 ・卸売市場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) ・車両の停止場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上	1,000 m ² 以上

建築物区分	建築物の用途
災害時に重要な機能を果たす建築物	市役所、幼稚園、学校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等
不特定多数の者が利用する建築物	飲食店、ホテル・旅館、遊戯場、美術館、博物館、銀行等
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)・寄宿舎、下宿、事務所、工場等

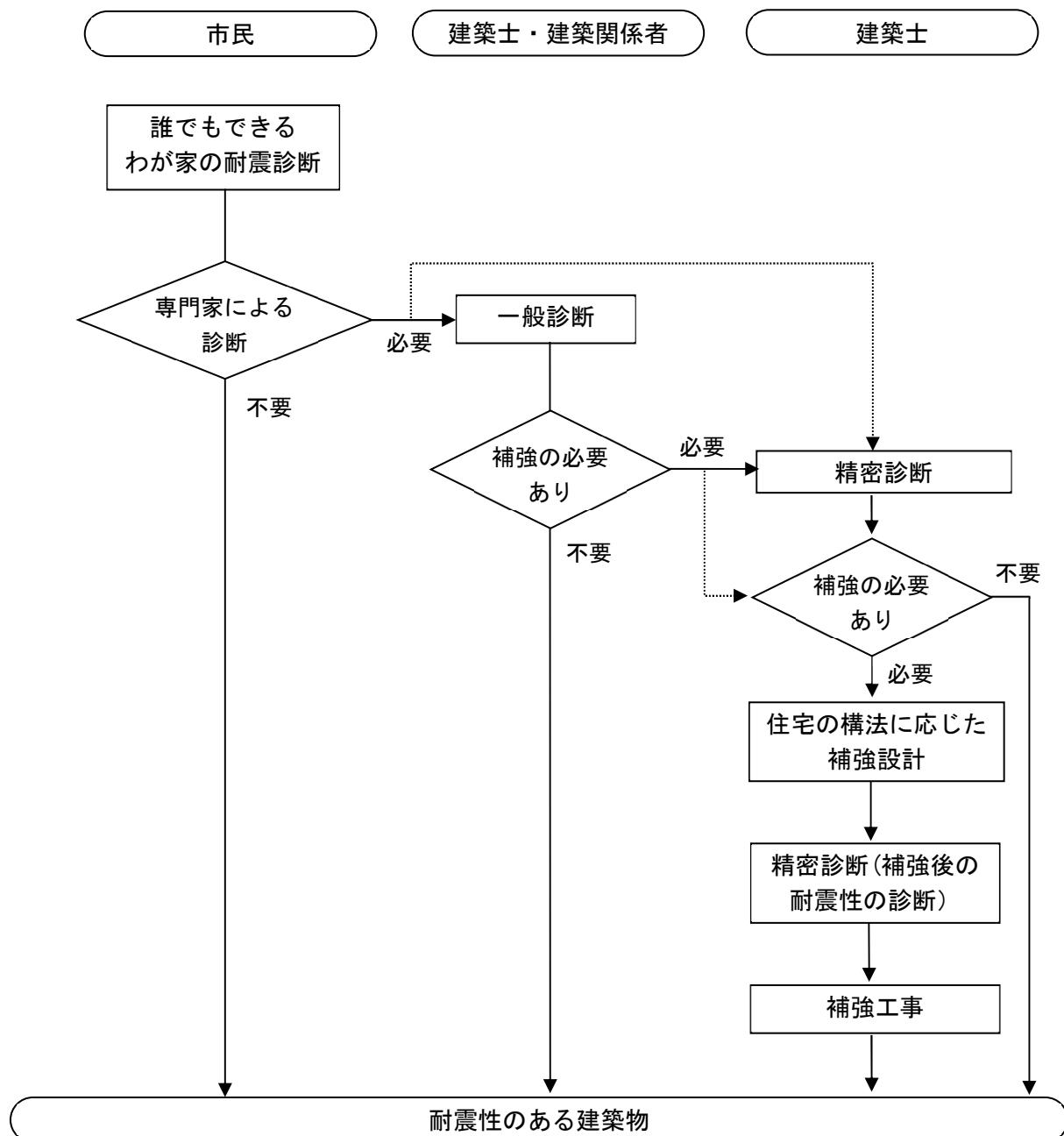
巻末図表 3 一定以上の危険物を取り扱う建築物(耐震改修促進法第14条第2号)

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品、 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2t 2t 10t 5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300マッチトン
⑤可燃性のガス(⑥及び⑦を除く)	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20t 劇物 200t

巻末図表 4 通行障害建築物(耐震改修促進法第14条第3号)

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急輸送道路の幅員が12mを越える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物	

卷末図表 5 木造住宅の耐震診断・耐震改修の推奨フロー



卷末図表 6 エレベーターおよびエスカレーターに関する建築基準法等の改正内容

エレベーターの地震防災対策	
法等の改正内容	<p>1)平成 17 年 7 月の千葉県北西部地震でのエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、及び平成 18 年 6 月に東京都港区で起きた事故により、利用者の安全を確保するために建築基準法が改正され、以下の項目の技術基準の見直しが行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸開走行保護装置の設置義務付け ・予備電源を設けた地震時等管制運転装置の設置義務付け ・エレベーターの安全にかかる技術(かご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御装置の構造)の明確化 <p>2)平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形等が複数発生し、これを受け平成 25 年 7 月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、エレベーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が以下のよう項目のように制定及び一部改正されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣合おもりの脱落防止構造の強化 ・地震に対する構造上の安全性を確かめるための構造計算の規定追加 ・乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの適用除外規定の変更
エスカレーターの地震防災対策	
法等の改正内容	<p>① 十分な「かかり代」を設ける構造方法</p> <p>② 脱落防止措置(バックアップ措置)を講じる方法</p>

卷末図表 7 防災教育の推進

① 市民への防災知識の普及

災害時における被害を最小限に抑え、誤報や混乱等を防止し、災害対策の円滑な推進を図るうえで、市民の防災知識が大きな役割を果たすと考えられるため、平常時から以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めます。

- ハザードマップ等各種印刷物の作成
- テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及
- 研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及
- 防災ホームページを活用した防災知識の普及
- 広報「おおつ」、「パイプライン」を活用した防災知識の普及
- 防災イベントの実施
- 各種防災講座の実施
- 各種防災訓練の実施
- 防火訪問等による防火・防災予防知識の普及
- 緊急地震速報受信時の対応行動等の普及、啓発
- 防災士の養成事業

② 要配慮者への防災知識の普及

災害時においては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努めます。

③ 学校教育での防災知識の普及

防災知識の普及のためには、できるだけ早期からの防災教育を推進することが重要であり、学校等における幼児・児童・生徒への防災教育の充実に努めます。

1) 防災学習資料等による教育

滋賀県教育委員会発行の地震防災学習資料を活用した防災教育を推進します。

2) 防災教育啓発施設の活用

地震体験装置等を活用して防災体験学習の機会を充実させるなど、実効性のあるカリキュラムの構築に努めます。

3) 子どものための防災教室

小学校高学年を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携して、起震車体験、断層見学、ハザードマップの作成等を通じて、防災知識の習熟と防災意識の高揚に努めます。

4) 防災講座

中学生を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携して、災害の基礎知識、災害時の行動、要配慮者支援、防災ボランティア活動等について、防災講座を開催し、防災知識の習熟と防災意識の高揚に努めます。

卷末図表 8 耐震診断の指導・助言及び指示対象建築物一覧表

番号	用 途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の「指導・助言」対象建築物	法第15条第2項の「指示」対象建築物
1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
2	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上	△
3	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
4	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
5	病院、診療所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
6	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
7	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
8	展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
9	卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	△
10	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
11	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
12	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上	△
13	事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	△
14	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
16	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	750m ² 以上
17	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
18	遊技場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
19	公衆浴場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
20	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
21	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
22	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000m ² 以上	△
23	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
24	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
25	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2,000m ² 以上
26	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500m ² 以上
27	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	建築物のいずれかの部分の高さが次のいずれかを超えるもの ①前面道路の幅員が12m以下の場合、6m ②前面道路の幅員が12m超の場合、その1/2	△

卷末図表 9 耐震改修促進法第15条第2項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用 途			指示する建築物	公表する建築物(指示したものに限る)	建築基準法に基づき勧告・命令する建築物(原則、公表したものに限る)
旧法第7条第2項の特定建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物 旧法第7条第2項の特定建築物	—
		イ 住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、特別支援学校			
			集会所・公民館・体育館			
			幼稚園、保育所など			
	ウ 救急医療等を行う施設	病院、診療所		改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物
		エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等			
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
	②不特定多数の者が利用する建築物			診断	昭和56年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物 旧法第7条第2項の特定建築物	—
	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗					
	ホテル・旅館					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	博物館、美術館、図書館					
	展示場	改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等					
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等					
	遊技場					
	ボーリング場、スケート場、水泳場等					
	③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物			公衆浴場		
				自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設		
				—		

卷末図表 10 各ランクの建築物の耐震性能

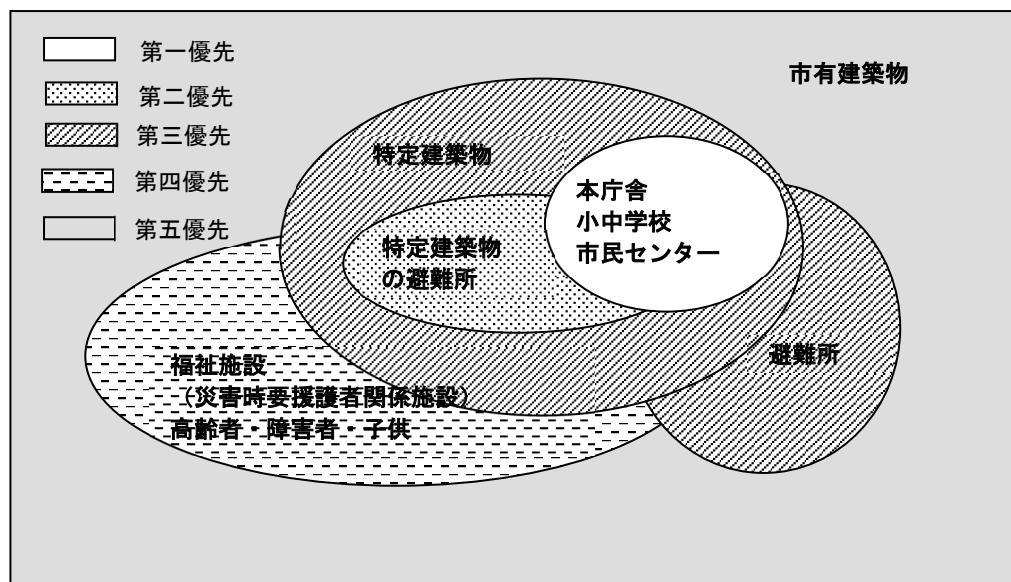
区分	耐震性能	基準
ランク1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度6強程度の地震で倒壊は免れる Is値が0.6以上、0.75未満かつ、 qが1.0以上、1.25未満
ランク2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある	震度6強程度の地震で倒壊するおそれ ランク3以外で、Is値が0.6未満の場合、またはqが1.0未満の場合
ランク3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い	震度5強程度の地震で倒壊するおそれ Is値が0.3未満の場合 またはqが0.5未満

注1 Is:耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は0.75~0.9程度必要となる。

注2 q:必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。

注3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300~400gal(震度6強)であること、構造耐震指標 Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

巻末図表 11 市有建築物の耐震化に係る優先度

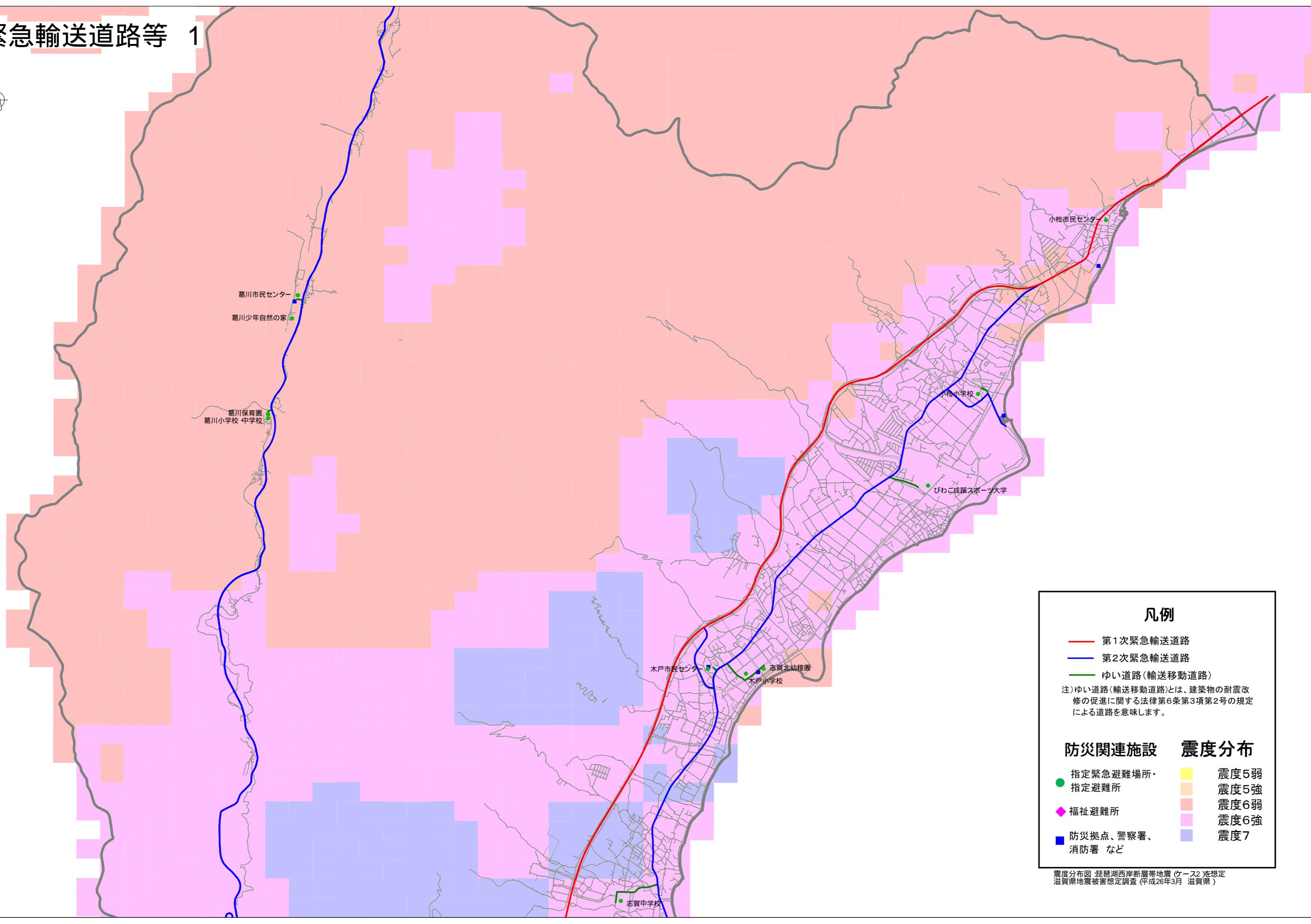


【市有建築物の耐震化の優先順位】

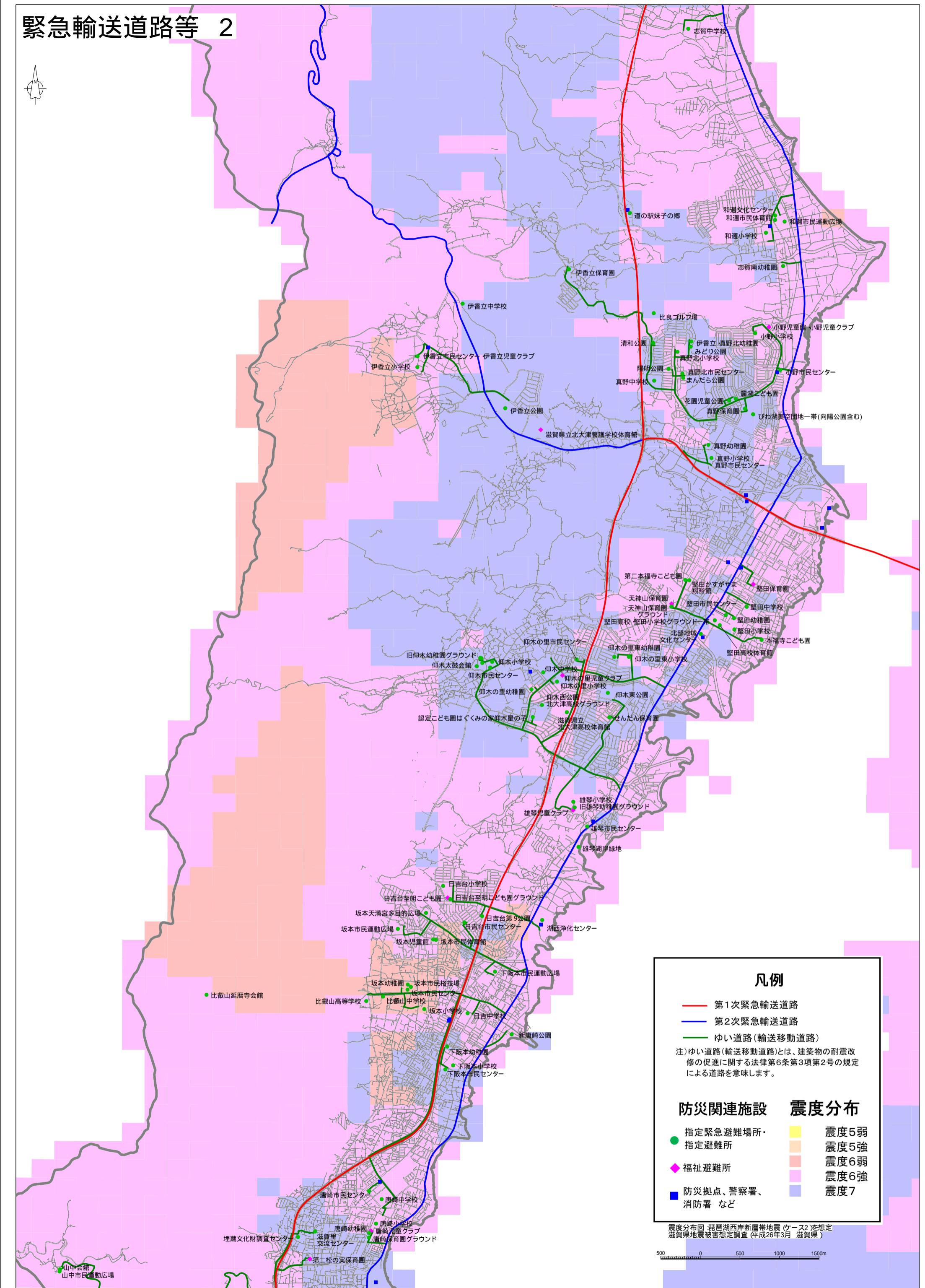
- ア. 第一優先: 市庁舎、小中学校の校舎及び体育館、市民センター
- イ. 第二優先: アを除く特定建築物で避難所に設定している施設
- ウ. 第三優先: ア及びイを除く特定建築物及び避難所に設定している施設
- エ. 第四優先: ア、イ及びウを除く災害時要援護者に関する施設
(高齢者、障害者、子供等福祉教育関係施設)
- オ. 第五優先: 上記以外の市有建築物

大津市公共施設の耐震化推進要領(消防局防災課、平成17年3月1日修正)より

緊急輸送道路等 1



緊急輸送道路等 2





500 0 500 1000 1500

凡例

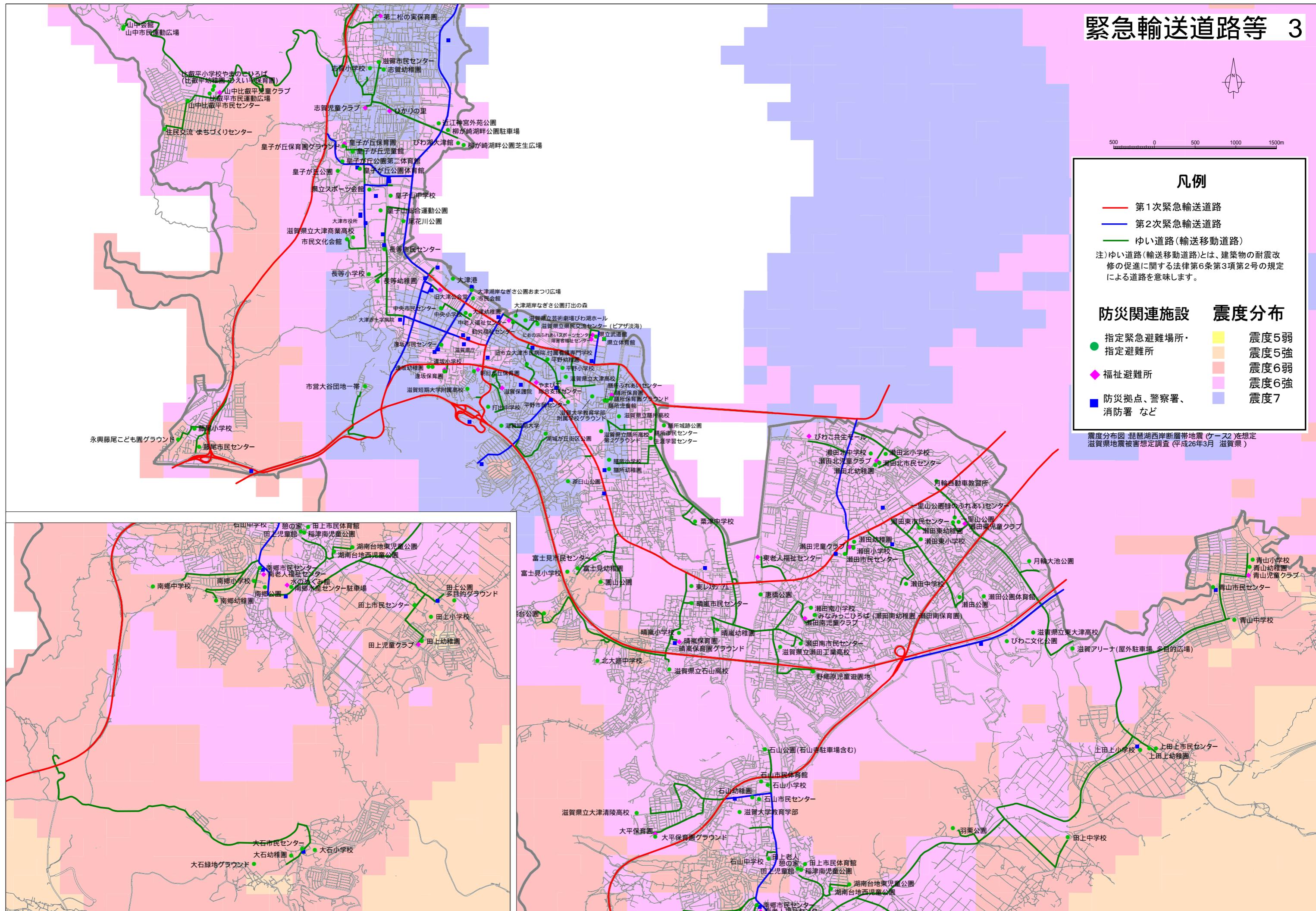
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- ゆい道路(輸送移動道路)

注)ゆい道路(輸送移動道路)とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3項第2号の規定による道路を意味します。

防災関連施設 震度分布

- | | |
|------|-------------------|
| 震度5弱 | ● 指定緊急避難場所・指定避難所 |
| 震度5強 | ● 福祉避難所 |
| 震度6弱 | ■ 防災拠点、警察署、消防署 など |
| 震度6強 | |
| 震度7 | |

震度分布図 琵琶湖西岸断層带地震(ケース2)を想定
滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月 滋賀県)



3. 用語解説集

【あ行】

○Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。

一般的な Is 値の目安は以下のとおりです。（旧建設省告示）

Is 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上 0.6 未満……………破壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

○大津市総合計画

この計画は、本市の行政を総合的かつ計画的に推進していくための、すべての行政分野にわたる全体的かつ長期的で、最も上位に位置づけられる計画です。行政各分野の計画は、総合計画の考え方に基づいて策定します。

計画は、「基本構想」と「実行計画」で構成されています。「基本構想」は、今後のまちづくりにおいて目指す姿である将来都市像と、その実現のための方針や政策等を定めた長期的な構想で、計画期間は平成 29 年度から令和 10 年度までの 12 年間を対象としています。「実行計画」は、基本構想に掲げられた将来都市像等を実現するために、基本構想の計画期間を 4 年ごと、3 期に分割し、各期間で取り組む具体的な施策等を示したものとなっています。

○大津市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市防災会議が、大津市の地域に係る災害（地震災害、風水害等すべての災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を 総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

○大津市都市計画マスターplan

この計画は、上位計画となる「大津市総合計画」の中で特に都市計画に関わる部分や、県が定める「都市計画区域マスターplan」などを踏まえつつ、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものであり、都市計画法第 18 条の 2 に掲げられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

○大津市住宅マネジメント計画

この計画は、「大津市総合計画」に基づく住宅施策に係る実施計画であり、住生活基本法に基づく国・県の「住生活基本計画」、「大津市都市計画マスタープラン」等の上位計画との調整と「公共施設適正化計画」との整合を図りつつ、市営住宅の供給等に係る各種の施策を推進していくための具体的な方向性を示すものです。

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。（「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による）

○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたが、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物のことです。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

緊急輸送道路には、広域緊急輸送道路（主に国道、県道）、地域緊急輸送道路（主に市道、現在、本市では指定していません）があります。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。以降、以下の改正が行われています。

平成 25 年 11 月 25 日施行：建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。

平成 31 年 1 月 1 日施行：避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試みのことです。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自分が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

○国土強靭化基本計画

国土強靭化基本法第 10 条に基づく計画で、国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となるものであり、脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めています。

この中で、国土強靭化の基本目標として、「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」があげられています。また、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担うとされています。

○国土強靭化年次計画 2025

国土強靭化基本計画の取組を効果的・効率的に展開するため、毎年度、おおむね向こう 1 年間に取り組むべき具体的施策の企画・計画 (Plan)、優先順位を付けた計画的な実施 (Do)、重要業績評価指標、ベンチマーク指標等を活用した結果を評価 (Check)、進捗状況に応じた修正と必要な新規施策の追加等の改善 (Action) を行い、次年度につなげるという PDCA サイクルを通じて、国土強靭化のスパイラルアップを図るもので。また、5 か年加速化対策によって、中長期の目標、事業規模の目途等を定めています。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋かいや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

○滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画

地震防災計画（震災対策編）災害応急対策計画に基づき計画されたもので、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に当たっては、この地域防災計画を基本として検討することにより、関係機関と連動した緊急輸送の体系化を図り、滋賀県における防災対策の推進を図るもので。

この計画書の中で、第 1 次緊急輸送道路及び第 2 次緊急輸送道路が指定されています。

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているものであり、建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村については当該市町村の長をいい、その他の市町村は都道府県知事をいいます。

本市は、建築基準法の規定により建築主事を置く市であるため、本市における所管行政庁は、大津市長を指します。

○上部構造評点

木造住宅の耐震診断では、現地調査及び設計図書に基づいて建物の構造強度を計算して、その結果を上部構造評点として示します。

上部構造評点は、1階、2階、3階それぞれの階のX方向（例えば東西方向）、Y方向（例えば南北方向）毎に算出されますが、それらの評点のうち最小の評点をその建物の評点とします。建物によっては1階ではなく2階が最小評点を示すこともあります。

なお、上部構造評点は、木造建物の耐震強度を端的に示してくれる指標ですが、指標に過ぎないと考え、耐震改修の専門家に依頼して、建物が抱えている弱点や問題点を解決するようにしていくことが望ましいとされています。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は令和7（2025）年1月1日の値です。なお、南海トラフ巨大地震については、令和7（2025）年9月に見直し数値が公表されています。

○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

○ソフト面での対策（↔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策であり、一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修等を促す措置を講ずるための法律です。巻末資料「用語解説集」の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の項を参照ください。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 マグニチュード 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

○耐震化率

（住宅の耐震化率）

住宅の耐震化率は、市域の居住する総戸数に対する耐震性のある住居に居住する戸数の割合として表されています。従って、マンション等の共同住宅では、1 棟に複数の戸数が居住しているため、耐震性のある住居棟数の割合を表したものではありません。

（特定建築物の耐震化率）

特定建築物の耐震化率は、特定既存不適格建築物の用途、規模要件に該当する建築物（棟数）の総数に対する耐震性のある建築物（棟数）の割合です。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議で、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項の審議等を行っています。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。

地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

○通行障害建築物

道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）（巻末図表4参照）を指します。

○特定既存耐震不適格建築物

建築した時には地震に対する安全性に係る建築基準法又は条例などの規定に適合していたが、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物のうち、一定以上の規模で多数の者が利用する建築物（巻末図表2参照）、一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物（巻末図表3参照）及び県や市の耐震改修促進計画に記載された道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）（巻末図表4参照）を指します。

○特定建築物

一定以上の規模で多数の者が利用する建築物（巻末図表2参照）、一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物（巻末図表3参照）及び県や市の耐震改修促進計画に記載された道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）（巻末図表4参照）を指します。

【な行】

○南海トラフ地震

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれます。それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時または時間差で発生する場合もあります。

また、今後30年以内の発生確率は60～90%または20～50%、地震の規模はマグニチュード8～9とされており、想定震源域全体を震源とする東海から九州にかけて甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震が起こる可能性もあります。

【は行】

○ハード面での対策（↔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。

一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

○避難路

本計画における避難路は下記の2種類があります。

- ①木造住宅耐震改修等補助制度における割増補助（主要道路沿いの耐震改修等工事の場合）における避難路は、法第6条第3項第2号に基づく道路であるゆい道路（輸送移動道路）を指します。
- ②ブロック塀等の安全対策に関する避難路は、住宅や事業所等から大津市地域防災計画に定める指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に至る道路とし、別途、大津市ブロック塀等の撤去促進事業費補助金交付要綱に定めています。

○琵琶湖西岸断層帯地震

琵琶湖西岸断層帯は、高島市マキノ市から大津市に至る活断層で、長さ約59kmに渡ります。今後30年以内の地震発生確率は最大3%とされており、全国的にみて発生確率が高い地震といえます。想定されている地震の規模は、マグニチュード7.2～7.3程度になります。

【ま行】

○三方・花折断層帯地震

花折断層帯は、高島市今津町から宇治市に至る活断層で、長さ約58kmに渡ります。今後30年以内の地震発生確率は最大0.6%とされており、全国的にみて発生確率がやや高い地震といえます。想定されている地震の規模は、マグニチュード7.2～7.3程度になります。

【や行】

○ゆい道路（輸送移動道路）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存不適格建築物の耐震診断及び耐震

改修の促進を図ることが必要と認めて本市が指定する道路です。滋賀県が指定する緊急輸送道路から防災拠点（市役所、支所）指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に接続する道路等を対象としています。

○要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日に施行され、大規模な建築物について、耐震診断を実施し、2015 年（平成 27 年）12 月 31 日までにその結果を報告することが義務付けられています。

該当する建築物は、特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物のうち大規模なものが耐震診断の義務付け対象（要緊急安全確認大規模建築物）となっています（巻末図表 1 参照）。

また、原則として、1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工した建築物（同年 6 月 1 日以後に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）が対象となっています。

○要安全確認計画記載建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日に施行され、下記に該当する建築物について耐震診断結果の報告を義務付けられています。

